



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F  
 TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F  
 TEL: 079-286-5030 FAX: 079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: [info@sssr.jp](mailto:info@sssr.jp)  
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

## <代表 庄司 茂 より一言>



日本・東京商工会議所は、全国の中小企業を対象に「最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」（調査期間：令和4年2月7日～28日、回答企業数：3,222社）を行い、その結果を公表しました。①最低賃金を下回ったため、賃金を引き上げた企業（直接的な影響を受けた企業）の割合は40.3%。②賃金を引き上げた従業員の属性は、「パートタイム労働者（主婦パート、学生のアルバイトなど）」と回答した企業の割合が83.4%。③人件費の増加に対して行った具体的な内容を聞いたところ、「人件費が増大したが対応策がとれない（とれなかった）」とする回答が4割超（42.2%）と最も多い。④現在の最低賃金額の負担感は、「負担になっている」と回答した企業の割合は65.4%。業種別では、コロナ禍で大きな影響を受けている「宿泊・飲食業」で90.9%と最も高い。⑤今年の最低賃金額の改定について、「引き上げるべき」と回答した企業の割合は、前年調査から13.6ポイント上昇して41.7%となり、「引き下げるべき」と「引上げはせずに、現状の金額を維持すべき」の合計（39.9%）を上回りました。本調査において、令和4年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合は45.8%でした。そのうち約7割（69.4%）が「業績の改善がみられないが賃上げを実施（防衛的な賃上げ）予定」と回答しています。社員のモチベーション向上や人材の確保・採用を目的に、厳しいなかでも賃上げを選択するという傾向が見受けられます。

## 4月より変更となったキャリアアップ助成金

厚生労働省では、有期契約労働者を正社員に転換する際や有期契約労働者の処遇の見直しを行う際の支援として、「キャリアアップ助成金」を設けていますが、令和4年4月より、対象者見直しなどの変更が行われました。以下では、同助成金の正社員化コースと短時間労働者労働時間延長コースの内容をとり上げます。

### ◆正社員化コース

このコースは、有期契約労働者等を正社員に転換した場合等に、助成金が支給されるものです。支給額は以下のとおりです。※[ ]は中小企業以外の額です。以下同じ

- ①有期契約労働者を正社員に転換した場合  
1人当たり57万円[42万7,500円]
- ②無期契約労働者を正社員に転換した場合  
1人当たり28万5,000円[21万3,750円]
- ①と②を合わせて、1年度1事業所当たり支給申請上限人数20人までです。

なお、派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合等には支給額の加算措置があります。

昨年度までは、有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成がありましたが、廃止されました。また、10月1日以降の正社員転換から、「正社員」と「非正規雇用労働者」の2つの定義が変わります。「正社員」とは「賞与」または「退職金」制度かつ「昇給」が適用されている者ですので、申請にあたり就業規則を事前に確認しましょう。

### ◆短時間労働者 労働時間延長コース

このコースは、短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険の被保険者とした場合に助成金が支給されるものです。支給額は以下のとおりです。

- ①週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合  
1人当たり22万5,000円[16万9,000円]
- ②労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに、基本給を昇給し、新たに社会保険に適用した場合  
1時間以上2時間未満：  
1人当たり5万5000円[4万1,000円]  
2時間以上3時間未満：  
1人当たり11万円[8万3,000円]
- ①と②を合わせて、1年度1事業所当たり支給申請上限人数45人までです。社会保険の適用拡大を進めるために、①について昨年度までは週所定労働時間が5時間以上の延長を必要としていましたが、3時間以上に要件が緩和されました。また、②については、令和6年9月30日までの暫定措置です。

## 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」

### ◆国民からのアイデアを募集

令和4年4月から、人材開発支援助成金の各コースで要件や助成額等が変更され、新たに「人への投資促進コース」が創設されました。このコースは、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣



議決定)において、岸田首相が「人への投資を抜本的に強化するため、3年間で、4,000億円の施策パッケージを提供すること」「デジタルなど成長分野への労働移動の円滑化や、人材育成を強力に推進すること」を掲げ、国民からのアイデアを募集して創設されたものです。

### ◆5つの訓練メニュー

「人への投資促進コース」は、国民から寄せられた「企業の従業員教育、学び直しへの支援」や「デジタル人材などの育成強化」などの提案をもとに、以下の5つの訓練メニューに分かれています。

- ①高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練  
高度デジタル訓練（ITスキル標準（ITSS）レベル3または4）、大学院（海外も含む）での訓練を行う事業主が助成対象
  - ②情報技術分野認定実習併用職業訓練  
IT分野未経験者に対するOFF-JTとOJTの組み合わせ型の訓練を行う事業主が助成対象
  - ③長期教育訓練休暇等制度  
教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）や教育訓練短時間勤務等制度（30回以上の労働時間の短縮および所定外労働時間の免除）を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成を拡充
  - ④自発的職業能力開発訓練  
自発的職業能力開発経費負担制度を定めるとともに、その制度に基づき、被保険者に対して経費を負担する事業主が助成対象
  - ⑤定額制訓練  
労働者の多様な訓練の選択・実施を可能する定額受け放題研修サービス（サブスクリプション）を行う事業主が助成対象
- 各訓練に関する対象の詳細や支給要件、助成率・助成額、申請書類等について気になる点があれば、弊事務所にお問い合わせください。

### 「こうべ企業の窓口」ご紹介

こうべ企業の窓口は、平成25年4月、神戸商工会議所のサムライ神戸ネットワークに登録している専門家の有志が集まり、中小企業のお役に立ちたいという熱い思いを同じくするメンバーで立ち上げた団体です。

困りごとを相談したいけれど、どの専門家に相談すればよいか分からない。そんなとき、**十二種類もの専門家が30人以上も集まった「こうべ企業の窓口」**にご相談いただければ、**多角的な視点からアドバイス**をすることが可能です。**弊事務所代表の庄司も参加**しておりますので、他の専門家の力が必要である問題であっても、紹介

する能力は、他の同業専門家よりも秀でています。

### ◆企業ドックのご案内

会社の問題があるかまいちわからない。そんなときは下記の「企業ドック」（無料）から**貴社の健康状態を診断いたします**。会社も人と同じように定期検診を受ければ、未病のうちに問題を発見し対応できます。簡単な質問に答えるだけで診断できますので、お気軽に受診ください(所要時間：約5分)

12士業30名の専門家が無料でアドバイス  
**企業ドック ご招待状**  
5分で企業を定期検診  
**企業ドック**  
https://kk-dock.jp/

### ＜事務所からのご案内＞

#### ■一般事業主行動計画（女性活躍推進法、次世代法）策定支援

4月から従業員が101人以上の企業には、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられました。「届出をされていない、と労働局から連絡が来たがどうすればいいか」とご相談を受けるようになりました。

まだ計画の策定を行っていない企業様は弊事務所が策定から外部公表まで支援いたしますのでご相談ください。

【手数料】33,000円（顧問先様 16,500円）

#### ■労務トラブル防止・ハラスメント対策 無料相談会

6月は、労務トラブル防止・ハラスメント対策相談会を開催いたします。社内の問題社員やパワハラ問題等でお悩みの方はぜひご参加ください。

【日時】 6月 22日（水）、28日（火）  
9：30～16：30（1社45分程度）

【場所】 神戸事務所 または 姫路事務所

【参加費】 無料

#### ■臨時休業のお知らせ

6月20日（月）は研修のため臨時休業させていただきます。皆様方にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。